

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、
翌日)

◇規

則

目 次

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告

示

保険薬剤師の登録

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等の登録があつたものとみなされるもの解除予定の保安林

土地改良区の設立の認可(二件)

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良事業の認可

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

河川区域の廃止

廃川敷地の生成

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十年三月鳥取県条例第十六号)中次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第一の改正規定中第二種県営住宅の表の西品治団地に関する部分及び別表第二の改正規定中西品治団地に関する部分 昭和五十年七月三十一日

二 別表第一の改正規定中第二種県営住宅の表の浦安第四団地に関する部分及び別表第二の改正規定中浦安第四団地に関する部分 昭和五十年八月十一日

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

成美第三 七、四五〇円

を

成美第三	七、四五〇円
西品治	一三、五七〇円

に、

北 野	一一、二九〇円
-----	---------

を

に改める。

北 野	一一、二九〇円
浦安第四	一一、三八〇円

附 則

この規則中、別表の改正規定のうち第二種県営住宅の表の西品治団地に関する部分は昭和五十年七月三十一日から、同表の浦安第四団地に関する部分は同年八月十一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行

期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十年七月鳥取県条例第三十号）中次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 別表第一の改正規定中第一種県営住宅の表の余子第一団地及び余子第二団地に関する部分 昭和五十年七月三十一日
- 二 別表第一の改正規定中第一種県営住宅の表の米田団地に関する部分 昭和五十年八月十六日
- 三 別表第一の改正規定中第一種県営住宅の表の末恒第三団地及び青木第三団地に関する部分 昭和五十年九月十一日

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中「余子第一」を「余子第二」に、「青木第二」を「青木第三」に改める。

余子第一	一〇、二二〇円	青木第二	一七、三四〇円
青木第二	一七、三四〇円	末恒第三	一七、一八〇円
末恒第三	一七、一八〇円	米田	一五、三八〇円
米田	一五、三八〇円	青木第三	一七、四三〇円
青木第三	一七、四三〇円	余子第二	一五、四九〇円

附 則

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 別表の改正規定中第一種県営住宅の表の余子第一団地及び余子第二団地に関する部分 昭和五十年七月三十一日
- 二 別表の改正規定中第一種県営住宅の表の米田団地に関する部分 昭和五十年八月十六日
- 三 別表の改正規定中第一種県営住宅の表の末恒第三団地及び青木第三団地に関する部分 昭和五十年九月十一日

告 示

鳥取県告示第六百四十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
山根 秀雄	鳥取第三一四号	昭和五十年七月十七日

鳥取県告示第六百四十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
浦島齒科湖山医院	鳥取市湖山町 三六九〇一	全国	昭和五十年六月十六日
山本齒科医院	末広温泉町 二一誠ビル2F	"	二十八日

鳥取県告示第六百四十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医第一、九六〇号	今 岡 雅 史	昭和五十年六月二十三日
第一、九六六号	阿 曾 三 樹	七月七日
鳥国業第三一〇号	永 井 和 美	六月二十日
第三一一号	安 田 泉	七月八日
第三一二号	安 藤 明 子	〃

鳥取県告示第六百四十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海土字高浜八八九の五〇一、八八九の六二四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十号

八頭郡八東町大字富枝一二二番地太田秀男ほか十六人の者から設立認可申請のあつた丹比土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年七月二十二日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百五十一号

西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇番地渡辺茂昭ほか四十二人の者から設立認可申請のあつた淀江字田川地区土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年七月二十二日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、

同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百五十二号

昭和五十年七月二日付けで日南町から申請のあつた土地改良(上萩山地
区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地
改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において
準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年七月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十三号

昭和五十年六月十日付けで大栄町土地改良区から申請のあつた土地改良

(土地改良施設維持管理)事業計画の変更については、審査の結果その計
画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第
四十八条第七項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のと
おり告示する。

昭和五十年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年七月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場及び大栄町役場並びに東伯郡大栄町大字由良宿五六一番地
大栄町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十四号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(岩立地区農業用排水)事業は、
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年七月二十二日
認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百五十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、末恒団地第三土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

第一工区

昭和四十八年七月二十四日から昭和五十年三月三十一日まで

変更前	第二工区 昭和四十八年七月二十四日から昭和五十一年三月三十一日まで
後	第二工区 昭和四十八年七月二十四日から昭和五十一年三月三十一日まで
更	第三工区 昭和四十八年七月二十四日から昭和五十一年三月三十一日まで
変	第三工区 昭和四十八年七月二十四日から昭和五十一年三月三十一日まで

三 施行地区

第一工区

鳥取市三津字入江及び字赤瀬の各一部

第二工区

鳥取市三津字狭間戸ノ式、字赤瀬、字石原、字三石、字入江、字番屋敷、字西山、字山崎及び字石原平の名一部

第二工区

鳥取市三津字小狭間戸、字狭間戸ノ式、字入江、字番屋敷及び字西山の各一部

第三工区

鳥取市三津字赤瀬、字石原、字三石、字入江、字山崎及び字石原平の各一部

四 土地区画整理事業の名称

末恒団地第三土地区画整理事業

五 事務所所在地

鳥取市東町一丁目二百七十一番地

六 施行認可の年月日

昭和四十八年七月十八日

七 変更認可の年月日

昭和五十年七月二十二日

鳥取県告示第六百五十六号

阿弥陀川水系に係る二級河川飯戸川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第六百五十七号

河川区域の廃止により、廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年七月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

阿弥陀川水系に係る二級河川飯戸川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年七月二十九日

三 廃川敷地の位置

西伯郡大山町大字今在家字東林六六三の一五番地先から同町大字今在家字東林五九〇番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 八、四五六・八七平方メートル